

Ⅲ 装備品等の製造修理企業の保全に係る業務



護衛艦 かが

1 秘密保全

装備品等及び役務の調達に当たり、秘密、特別防衛秘密又は特定秘密（以下「秘密等」という。）を委託先企業に取り扱わせる必要がある場合、当該委託先企業との契約に付す「秘密の保全に関する特約条項」、「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」又は「特定秘密の保護に関する特約条項」に基づき、秘密等の取扱要領を定めた保全規則の作成、秘密等の取扱者に対する保全教育の実施、秘密等を取り扱うための保全施設の設定、毎月1回以上の官による保全検査の受検、外部とは切断されたシステムでの秘密等情報の取扱い等を義務付け、秘密等の保護に万全を期しています。

契約担当官等は、これらの特約条項に基づき委託先企業に対し毎月1回以上の実地による保全検査を、当該委託先企業を管轄する地方防衛局の保全専門官に行わせ、その保全検査報告を受けることにより当該委託先企業の秘密等の保護状況を管理し、秘密等の漏えいの防止を図っています。

また、令和3年度に「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」を改正し、令和5年度の契約から適用します。

2 情報セキュリティ

装備品等及び役務の調達に当たり、保護すべき情報が含まれ、又は含まれることが予想される場合には、情報セキュリティの確保のため、防衛関連企業との契約において、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を付して、保護すべき情報の保全のため必要な措置を定めることを求めています。

契約相手方企業は、装備庁の示す基準に基づき情報セキュリティ対策を実施し、装備庁は、その実施状況を監査することにより、保護すべき情報の漏えいの防止を図っています。

契約担当官等は、特約条項に基づく契約相手方企業に対する情報セキュリティ監査を、当該契約相手方企業を管轄する地方防衛局の情報セキュリティ監査官等に行わせ、契約相手方企業が実施する情報セキュリティ対策の適切性、有効性等を確認しています。

なお、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を一層強化するため、先行する米国の取組を参考に、現行より厳格な管理策を盛り込んだ「防衛産業サイバ

「情報セキュリティ基準」として、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」の改正を令和3年度に実施し、令和5年度の契約から適用します。